

令和 7 年 4 月 1 日

令和 7 年度 芦屋町障がい者就労施設等からの物品等の調達方針

1. 趣旨

芦屋町では、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号。以下、「法」という。）第 9 条第 1 項の規定に基づき、令和 7 年度における障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針（以下、「調達方針」という。）を定める。

2. 適用範囲

この調達方針は、全ての町機関に適用する。

3. 調達の対象となる障がい者就労施設等

調達の対象となる施設は、法第 2 条第 2 項から第 4 項までに規定する次の障がい者就労施設等とする。

ア) 障害者支援施設

イ) 地域活動支援センター

ウ) 生活介護事業所

エ) 就労移行支援事業所

オ) 就労継続支援事業所（A 型・B 型）

カ) 小規模作業所（障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 18 条第 3 項の規定により必要な費用の助成を受けている施設）

キ) 特例子会社（法施行令（平成 25 年政令第 22 号）第 1 条第 1 号に定める事業所）

ク) 重度障がい者多数雇用事業所（法施行令第 1 条第 2 号に定める事業所）

ケ) 在宅就業障がい者

コ) 在宅就業支援団体

4. 調達物品等

特に分野を定めることなく、調達に努める。

5. 令和 7 年度調達目標

前年度実績を目標として設定し、それを上回るよう努める。

6. 調達の推進方法

(1) 調達方針を担当する課は、障がい者就労施設等が提供可能な物品や役務等は、福岡県が公表している「まごころ製品ショップ」ホームページ等により各課等へ情報提供する。

- (2) 各課等は、イベントや行事の実施等の際には、障がい者就労施設等から物品・役務を調達するよう努める。
- (3) 各課等は、予算の適正な執行に配慮しつつ、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号又は、地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 3 号の規定に基づき、障がい者就労施設等との随意契約の活用を検討する。

7. 調達方針及び調達実績の公表

- (1) 調達方針を作成したときは、町のホームページにより公表する。
- (2) この調達方針に基づいて本年度に調達した物品等の実績は、町のホームページにより公表する。